

報道関係者各位

2024年3月27日

特別民間法人 中央労働災害防止協会

化学物質管理専門家などによる 事業場への外部評価サービスを開始

中央労働災害防止協会（中災防：理事長 竹越 徹）は、4月1日から本格施行となる新たな化学物質管理制度に対応して、法令で定められた要件を満たす化学物質管理専門家や作業環境管理専門家を配置し、事業場に対する外部評価サービスを2024年度より開始します。

トルエンや酢酸エチルといった化学物質は、従来から広く使われていますが、取扱量が少なく、接触のない作業方法であっても、有機溶剤中毒予防規則などによって大がかりな換気装置の設置や、定期的な作業環境測定の実施などが義務付けられています。新たな制度では、作業環境が良好であるなど一定の要件を満たした事業場は、外部の化学物質管理専門家により化学物質管理の状況について評価を受けることにより、それらの規制の適用除外の認定を受けることができるようになります。

中災防では、労働衛生調査分析センター（東京都港区）に化学物質管理のエキスパートである化学物質管理専門家を集約するなど体制を整え、事業場への外部評価サービスを開始します。

また、新たな制度では、関係法令により直ちに作業環境の改善が必要とされた事業場において、通常の措置では対応できず防毒マスクなどにより現実的な対応を取ろうとする場合は、作業環境管理専門家によりその是非の判定を行うこととなります。中災防では、全国9拠点の安全衛生サービスセンター等に作業環境管理専門家を配置し、判定を行うサービスを開始します。

外部評価サービスに関する詳細は労働衛生調査分析センター（https://www.jisha.or.jp/ohrdc/expert_service.html）まで。

中災防は化学物質管理関連研修の開催、測定分析や専門家派遣などのサービスの提供により、事業場の自律的な化学物質管理を総合的にサポートします。

●化学物質管理専門家の職務（概要）

- ・有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則などの適用除外を受けようとする事業場の依頼を受け、事業場の化学物質管理について外部評価を行う。
- ・労働基準監督署長から、労働災害の発生その他で化学物質管理が適切でないとして改善の指示を受けた事業場からの依頼を受け、化学物質管理の状況や改善措置について助言する。

●作業環境管理専門家の職務（概要）

作業環境測定の結果、直ちに環境を改善する必要があるとされたがうまく対応できない事業場の依頼を受け、取り得る措置の判定を行う。

※この資料は、厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、厚生日比谷クラブ、鉄鋼研究会に配布しています。

【担当】 労働衛生調査分析センター所長 川本俊弘

【照会先】 総務部 広報課長 高須 幸治 電話 03-3452-6542 E-mail koho@jisha.or.jp